

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日 それ以外の場合 28日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：